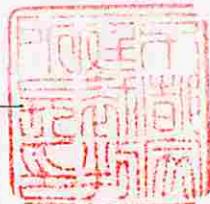


京家裁総第489号

平成31年4月26日

山中理司様

京都家庭裁判所長 植屋伸一



司法行政文書開示通知書

3月29日付け（4月1日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称

平成31年度京都家庭裁判所裁判官の配置、事務分配等規程（片面で10枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

(担当) 総務課文書係 電話075-722-7211 (内線218)

平成31年度

京都家庭裁判所裁判官の配置、事務分配等規程

京 都 家 庭 裁 判 所

平成31年 1月 1日 施行

平成31年 4月 1日 一部改正

京都家庭裁判所の平成31年度における裁判官の配置、開廷の日割、裁判事務の分配及び代理順序並びに司法行政事務の代理順序を次のとおり定める。

平成30年12月14日

京都家庭裁判所

第1条（裁判官の配置等）

京都家庭裁判所の裁判官の配置、事務の分配及び開廷日割は、別表1のとおりとするほか、次条以下に定めるところによる。

第2条（本庁の家事事件の配付）

本庁の家事に関する事件（第4条に規定するものを除く。）は、家事部において定めるところにより、配付する。

第3条（本庁の少年事件の配付）

本庁の少年に関する事件（次条に規定するものを除く。）は、少年部において定めるところにより、配付する。

第4条（令状等の事務等の処理）

令状等の事務、観護措置決定及びその更新に対する各異議申立事件の処理については、本庁に所属する裁判官の協議により別途定める。

第5条（事件の回付）

本庁又は支部で取り扱うべき事件のうち、これを処理することが相当でないときは、申出により、裁判事務調整委員会において、これを本庁又は他の支部に回付することができる。ただし、次の場合は、同委員会の手続を要しない。

- 1 関連事件について関係各裁判官が協議の上、回付する場合
- 2 管轄区域の定めに反して提起され、申し立てられ、又は送致された事件について、当該事件を本来審理すべき庁に回付する場合
- 3 少年事件について
  - (1) 本庁及び舞鶴支部のいずれにも管轄を有する事件を回付する場合

(2) 保護者の住所が本庁及び舞鶴支部のいずれかの管轄区域内にあり、同区域を管轄する庁に回付する場合

第6条（裁判事務の代理順序）

- 1 本庁の合議係の裁判長に差し支えがあるときは、その部の裁判官が別表1の合議係に掲げる順序によりこれを代理する。
- 2 本庁の合議係について、裁判官に差し支えがあつて、合議体を構成できないときは、所長が指名する他の裁判官が代理する。
- 3 本庁の単独係の裁判官に差し支えがあるときは、別表2に掲げる順序によりこれを代理する。
- 4 前項に規定する代理すべき裁判官全員に差し支えがあるときは、所長が指名する裁判官が代理する。
- 5 支部の裁判官に差し支えがあるときは、別表3に掲げる方法によりこれを代理する。
- 6 第1項から前項までの定め以外の代理順序については、その都度所長が定める。

第7条（司法行政事務の代理順序）

- 1 所長に差し支えがあるときは、別表4に掲げる順序に従って代理する。
- 2 支部長に差し支えがあるときは、第6条第5項の規定を準用する。

附 則

この規程は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(別表1)

(本庁)

【平成31年度裁判官の配置、事務の分配表及び開廷日割】

部・係			家事部単独係								家事部合議係		
開廷日割			1係	2係	3係	4係	5係	6係	7係	8係	随時		
事務分配			家事部単独係裁判官申合せのとおり										
			植屋 伸一	小嶋 宏幸	中島 栄	原田 宗輔	小池 覚子	神永 晓	加藤 紀子	田中 浩司 (兼)	小池聰子、野路正典(兼)、中島栄、小嶋宏幸、加藤紀子、原田宗輔、神永暁、田中浩司(兼)		
審判事件	別表第一事件	① 成年後見関係事件、任意後見関係事件及び未成年後見関係事件	1/10	4/10	-	-	1/10	-	4/10	-	1 家事事件に関する裁定合議事件(全部) 2 人事訴訟に関する裁定合議事件(全部) 3 少年部の裁判官、職員に対する除斥、忌避及び回避申立に関する事件(全部) 4 少年部の裁判官が担当した裁判に対する弾劾告事件(全部) 5 地方支部の家事事件に関する裁定合議事件(全部)		
		② 元後見人等が利害関係人として申し立てる民法918条2項の相続財産管理関係事件【※1】	-	1/2	-	-	-	-	1/2	-			
		③ 相続財産管理関係事件(②を除く)及び不在者財産管理関係事件	-	-	1/3	-	-	1/3	-	1/3			
		④ 後見関係事件(①)及び民法918条2項の相続財産管理(②)に関する特別代理人選任事件	-	1/2	-	-	-	-	1/2	-			
		⑤ 特別代理人選任事件(④を除く)	-	-	1/2	-	-	1/2	-	-			
		⑥ 児童福祉法28条及び33条事件、親権喪失、親権停止及び管理権喪失並びにその審判取消事件、親権及び管理権の辞任及び回復許可事件	-	-	-	-	-	1/3	-	2/3			
		⑦ 遺言書検認事件	-	1/2	-	-	-	-	-	1/2			
		⑧ 相続放棄の申述受理関係事件	-	-	1/2	-	-	-	-	1/2			
		⑨ 即日審判(子の氏の変更)事件		1/5	1/5	1/5		1/5	1/5				
		⑩ 上記以外の別表第一事件	-	1/2	-	-	-	-	-	1/2			
	別表第二事件	① 遺産分割関係事件	-	3/10	2/10	-	3/10	-	2/10	-			
		② ①以外の別表第二事件	【※2】	-	4/10	3/10	3/10	-	-	-			
調停事件	別表第二事件	① 遺産分割関係事件	-	3/10	2/10	-	3/10	-	2/10	-			
		② ①以外の別表第二事件	【※2】	-	4/10	3/10	3/10	-	-	-			
	別表第二事件以外の調停事件(一般調停事件)		2/10	-	4/10	2/10	2/10	-	-	-			
家事雜事件	審判前の保全処分事件		本案事件の担当係に分配する										
	履行勧告、履行命令、間接強制等		本案事件の担当係に分配する										
家事共助事件			-	-	1/2	-	-	-	1/2	-			
人事訴訟事件及びこれに関連する損害賠償請求訴訟(ア)			-	-	-	2/5	-	3/5	-	-			
(ア)を本案とする保全命令事件、保全異議事件及び保全取消事件			-	-	-	2/5	-	3/5	-	-			
請求異議等訴訟事件、人事訴訟雜事件			-	-	-	2/5	-	3/5	-	-			
差戻し事件			その事件種別ごとに本表による分配に繰り入れて各係に分配する。										
再審事件			その請求の対象となる事件を処理した係に分配する。										

※1 当庁で管理継続していた後見等事件の管理財産の引継ぎのために元後見人等が民法918条2項に基づき申し立てた相続財産管理人選任事件及びこれに関連する事件

※2 現に1係に係属中の一般調停事件に関連する婚姻費用分担事件が後に申し立てられた場合は1係に分配する。

(別表1)

【平成31年度裁判官の配置、事務の分配表及び開廷日割】

(本序)

部・係 開廷日割		少年部単独係 少年部単独係裁判官申合せのとおり					少年部合議係 合議係 随時	
事務分配	裁判官名	野路 正典	田中 浩司	野路 正典(兼)	田中 浩司(兼)	原田 宗輔(兼)	野路正典、田中浩司、植田伸一(兼)、中島栄(兼)、小畠宏幸(兼)、加藤紀子(兼)、原田宗輔(兼)、神永暁(兼)	
		神永 晁						
一般非行事件	身柄事件	2/3	1/3	-	-	【※3】	1 少年に関する裁定合議事件(全部) 2 家事部の裁判官、職員、家事調停官及び參與員に対する除斥、忌避及び回避申立てに関する事件並びに家庭裁判所調査官及び家事調停委員に対する除斥事件(全部) 3 家事部の裁判官が担当した裁判に対する準抗告事件(全部) 4 舞鶴支部の少年法第17条の2に定める事件(全部)	
	在宅事件	2/3	1/3	-	-			
簡易送致事件		2/3	1/3	-	-			
準少年保護事件		2/3	1/3	-	-			
少年審判等共助事件		2/3	1/3	-	-			
少年審判難事件		2/3	1/3	-	-			
交通関係事件【※1】		-	-	2/3	1/3			
道路交通法違反事件等【※2】	共同危険行為	-	-	2/3	1/3			
	その他	-	-	2/3	1/3			
集中審判、集団審判、反則金不納付事件		裁判官申合せによる						

※1 「交通関係事件」とは、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の各事件、自動車運転過失致死傷事件、車両運転による（重）過失致死傷事件、危険運転致死傷事件、自動車損害賠償補償法違反事件及び道路運送車両法違反事件（いずれの事件についても道路交通法違反事件が併合されているものを含む。）をいう。

※2 「道路交通法違反事件等」とは、道路交通法違反事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反事件をいう。

※3 代理順序の定めにかかわらず、少年部単独事件全般について随時担当する。

※4 差戻事件は、本表による分配に繰り入れて、本表に定める割合に従って各係に分配する。

(別表1)

支部	裁判官	開廷日割		事務分配
園部	玉野勝則	月(ただし、第1, 3, 5週)・火・水・金	当該支部に係属する事件	<p>全 部 ただし、次の事件はいずれも本庁で取り扱う。</p> <p>1 園部支部の家事に関する事件で合議体で裁判することが相当である事件 2 同支部の裁判官、職員及び參與員に対する除斥、忌避及び回避申立に関する事件 3 同支部の家庭裁判所調査官、家事調停委員に対する除斥申立に関する事件 4 同支部の裁判官が担当した裁判に対する準抗告事件</p>
宮津	澤田博之	月・火・水・金	当該支部に係属する事件	<p>全 部 ただし、次の事件はいずれも舞鶴支部で取り扱う。</p> <p>1 宮津支部の家事に関する事件で合議体で裁判することが相当である事件 2 同支部の裁判官、職員及び參與員に対する除斥、忌避及び回避申立に関する事件 3 同支部の家庭裁判所調査官、家事調停委員に対する除斥申立に関する事件 4 同支部の裁判官が担当した裁判に対する準抗告事件</p>
舞鶴	合議部  (裁判長・支部長) 近江弘行	随時	1 当該支部に係属する合議事件	<p>全 部 ただし、少年法第17条の2に定める事件は本庁で取り扱う。</p>
	澤田博之 (てん補)		2 宮津支部及び福知山支部の家事事件で合議体で裁判することが相当である事件	全 部
	長谷川武久 (てん補)		3 宮津支部及び福知山支部の裁判官、職員及び參與員に対する除斥、忌避及び回避申立に関する事件並びに家庭裁判所調査官、家事調停委員に対する除斥申立に関する事件	全 部
	(本庁からてん補)		4 宮津支部及び福知山支部の裁判官が担当した裁判に対する準抗告事件	全 部
	単独係 近江弘行	月・火・水・木・金	合議事件以外の当該支部に係属する事件	全 部
福知山	長谷川武久	月・水・木・金	当該支部に係属する事件	<p>全 部 ただし、次の事件はいずれも舞鶴支部で取り扱う。</p> <p>1 福知山支部の家事に関する事件で合議体で裁判することが相当である事件 2 同支部の裁判官、職員及び參與員に対する除斥、忌避及び回避申立に関する事件 3 同支部の家庭裁判所調査官、家事調停委員に対する除斥申立に関する事件 4 同支部の裁判官が担当した裁判に対する準抗告事件</p>

(別表 2)

裁判事務の代理順序 (本庁単独係)

差し支えのある係	代 理 順 序
家事部 1 係	家事部 2 係, 家事部 3 係, 家事部 4 係, 家事部 5 係, 家事部 6 係, 家事部 7 係, 家事部 8 係の順
家事部 2 係	家事部 3 係, 家事部 4 係, 家事部 5 係, 家事部 6 係, 家事部 7 係, 家事部 8 係の順
家事部 3 係	家事部 4 係, 家事部 5 係, 家事部 6 係, 家事部 7 係, 家事部 2 係, 家事部 8 係の順
家事部 4 係	家事部 5 係, 家事部 6 係, 家事部 7 係, 家事部 2 係, 家事部 3 係, 家事部 8 係の順
家事部 5 係	家事部 6 係, 家事部 7 係, 家事部 2 係, 家事部 3 係, 家事部 4 係, 家事部 8 係の順
家事部 6 係	家事部 7 係, 家事部 2 係, 家事部 3 係, 家事部 4 係, 家事部 5 係, 家事部 8 係の順
家事部 7 係	家事部 2 係, 家事部 3 係, 家事部 4 係, 家事部 5 係, 家事部 6 係, 家事部 8 係の順
家事部 8 係	家事部 3 係, 家事部 4 係, 家事部 5 係, 家事部 6 係, 家事部 7 係, 家事部 2 係の順
少年部 1 係	少年部 2 係, 家事部 3 係, 家事部 4 係, 家事部 2 係, 家事部 7 係, 家事部 6 係, 家事部 5 係の順  ただし, 未特例判事補が担当できない事件については, 順次繰り上げる。

少年部 2 係	少年部 1 係, 家事部 3 係, 家事部 4 係, 家事部 2 係, 家事部 8 係, 家事部 7 係, 家事部 6 係, 家事部 5 係の順 ただし, 未特例判事補が担当できない事件については, 順次繰り上げる。
少年部 3 係イ	少年部 3 係ロ, 家事部 3 係, 家事部 4 係, 家事部 2 係, 家事部 7 係, 家事部 6 係, 家事部 5 係の順 ただし, 未特例判事補が担当できない事件については, 順次繰り上げる。
少年部 3 係ロ	少年部 3 係イ, 家事部 3 係, 家事部 4 係, 家事部 2 係, 家事部 8 係, 家事部 7 係, 家事部 6 係, 家事部 5 係の順 ただし, 未特例判事補が担当できない事件については, 順次繰り上げる。

(別表 3)

裁判事務の代理順序（支部）

差し支えのある支部	代 理 順 序
園部支部	所長が指名する本庁、宮津支部、舞鶴支部又は福知山支部の裁判官
宮津支部	舞鶴支部の裁判官、福知山支部の裁判官の順 福知山支部の裁判官にも差し支えがあるときは、所長が指名する本庁又は園部支部の裁判官
舞鶴支部	宮津支部の裁判官、福知山支部の裁判官の順 福知山支部の裁判官にも差し支えがあるときは、所長が指名する本庁又は園部支部の裁判官
福知山支部	宮津支部の裁判官、舞鶴支部の裁判官の順 舞鶴支部の裁判官にも差し支えがあるときは、所長が指名する本庁又は園部支部の裁判官

(別表 4)

司法行政事務の代理順序

(所長の代理順序)

第1順位 裁判官 小池覚子

第2順位 裁判官 野路正典